

特定金属くず買取業 Q & A

2026年6月

鳥取県警察

生活安全企画課許可指導係

TEL0857-23-0110

よくいただく質問

1

問：本人確認制度の導入により、新たなシステムを導入する必要があるのか。

答：ありません。紙の簿冊でも電磁的記録でも保存可能としており、その様式も定めることとはしていません。

2

問：本人確認書類のコピーをとる必要があるのか。

答：本人確認書類の提示により本人確認を行った場合には、そのコピーをとる必要があります。電磁的記録として保存することも可能です。

3

問：2回目以降の取引で代金を口座に振り込む場合において本人確認は不要とのことだが、どのように判別するのか。

答：社員証の提示、社名の入ったトラック、顔見知りであるなどの場合には、本人確認を不要としています。

よくいただく質問

4

問：本人確認記録の保存期間は3年とのことだが、「最初に本人確認記録をとったとき」と「最後取引を行ったとき」のどちらが起算点となるのか。

答：「最後取引を行ったとき」が起算点になります。

5

問：銅の定義とは。

答：銅の重量又は価額の50%以上を占める場合、銅とみなされます。

6

問：インボイス制度上の特例措置はどのようになるのか。

答：届出を行っていただいた事業者様にとっては、引き続き特例措置の対象となります。これは、法の施行に伴う経過措置期間終了後から適用されます。

7

問：1つの県内に複数の営業所がある場合、1つの営業所のみ届出を行えば足りるのか。

答：営業所ごとにその所在地を管轄する警察署を經由して公安委員会に届出を行っていただく必要があります。ただし、1つの公安委員会に対して同時に2以上の営業所について営業開始の届出・変更の届出・廃止の届出を提出するときは、それらの営業所のうちいずれか1つの営業所の所在地を管轄する警察署長を經由して提出を行うことができます。

よくいただく質問

8

問：営業開始の届出は、郵送でも良いか。

答：警察署窓口への届出かe-Govを利用したオンラインでの届出をお願いします。
郵送は受け付けていません。

9

問：定款はコピーの提出でも良いか。

答：原本証明を添付して提出してください。

10

問：1つの営業所に保管場所が複数ある場合は、全て届出が必要ですか。図面もそれぞれ必要ですか。

答：全ての保管場所を届出してください。図面もそれぞれ必要です。盗難防止対策のためご協力をお願いします。

よくいただく質問

11

問：特定金属くず買取業の届出と古物営業の許可申請と同時に行います、住民票の写しはそれぞれ原本が必要か。

答：それぞれ別の手続きですので、住民票の写しを2通用意してください。

12

問：営業開始届出書に「古物商許可の有無」を書くところがありますが、本社は古物商の許可を取得しており、届出する営業所は古物商の許可を取得していない場合、届出書をどのように記載すれば良いか。

答：特定金属くず買受業は、営業所ごとに届出をしてもらいますので、営業所が古物商の許可を得ていない場合は「無」にチェックをお願いします。

ただし、本社が古物商の許可を得ているとの情報を申請時に申告してください。

13

問：鳥取県の営業所で買い受けた特定金属くずを、既に他県の公安委員会に届け出ている保管場所に保管したい場合、鳥取県公安委員会にも保管場所を届け出る必要があるか。

答：特定金属くずの保管場所とは、営業所で買い受けた特定金属くずを保管する全ての保管場所をいうので、全ての保管場所を届出してください。

よくいただく質問

14

問：銅に限らず使用済みの物をまとめて有料無料で引き取ることがあるが、この場合は、何か規制があるか。

答：鳥取県の場合は、「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」で知事への届出が必要となる場合がありますので、詳しくは鳥取県循環型社会推進課へお尋ねください。

15

問：法人から特定金属くずを買い受ける場合、登記事項証明書又は印鑑登録証明書等で本人確認を行うのですが、例示以外にどのような書類が想定されているか。

答：官公庁から発行され、又は発給された法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載がある書類であれば、本人確認資料として有効ですので、いわゆる車検証や納税証明書等も有効です。

また、法人の本人確認には、国税庁法人番号公表サイトもご利用ください。